

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第97号

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保育所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「保育所（）」を「保育所及びその分園（）」に、「保育所」を「保育所等」に、「所長」を「所長（保育所に限る。）  
分園長（保育所の分園に限る。）」に改め、同条第2項中「保育所」を「保育所等」に改める。

第2条第1項中「所長」の右に「及び分園長（以下「所長等」という。）」を加え、「保育所」を「保育所等」に改め、同条第2項中「所長を」を「所長等を」に改める。

第3条本文中「所長に」を「所長等に」に改める。

第4条各号列記以外の部分及び第1号中「保育所」を「保育所等」に改める。

第5条中「保健福祉局子育て支援担当局長」を「子ども若者はぐくみ局長」に改める。  
別表第2号を次のように改める。

(2) 楽只保育所船岡分園

別表中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削り、第22号を第20号とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)